

労働相談Q & A

Q 18時から24時までア
ルバイトとして働い
ていますが、22時以降も賃
金は変わらないのですか。

22時から5時までの労働
に対する賃金は25%以上
割増

A 労働基準法第37条
第4項は、22時から

5時までに労働させた場合
は、通常の労働時間の賃金
の25%以上の割増賃金を支
払わなければならぬと規
定しています。質問者の場
合、労働時間が深夜に及ん
でいる22時から24時までの
労働につき、当然、「時給+時
給に対する25%以上」の深
夜割増賃金の支払いを受け
ることになります。もしア
ルバイト先が対応してくれ
ないときは、タイムカード
や給与明細などの記録を残
し、労働基準監督署へ相談
してください。